

日本医療大学内部質保証の方針

(令和7年11月1日制定)

本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進するため、以下のとおり、内部質保証の方針を定める。

1 方針

(1) 部門別の点検・評価と全学的な点検・評価

自己点検・評価は、認証評価機関の定める大学基準に基づき、各学部学科等の部署別自己点検・評価と、それらを踏まえた全学的自己点検・評価を連動させて実施し、自己点検評価委員会が自己点検・評価報告書を作成し、インスティテューションナル・リサーチ室（以下「IR室」という。）に報告する。

(2) 全学的内部質保証

本学の内部質保証は、運営会議の下で行うこととし、その推進に責任を負う組織は、IR室とする。

(3) 教育研究情報の適切な把握とその活用

本学における内部質保証の実効性並びに評価の客観性を高めるために、IRデータと学生調査等から得られたデータをIR室で収集・分析し、運営会議に報告して審議する。運営会議ではその内容について学外の第三者から外部評価を得て、各部署への要求事項提示・改善指示を行うIR室に通知する。IR室は各部署に要求事項提示・改善指示を行う。

(4) 自己点検・評価結果の公表

IR室において、定期的な自己点検・評価報告書の公表を行い、学内周知の他、HP等で広く社会に公表する。

(5) 認証評価機関からの指摘についての計画的な改善活動の実施

認証評価機関からの指摘について、改善を進めるため、IR室において中期目標・計画を定め、運営をより向上させるための改善活動を実施する。

2 組織体制

(1) 運営会議

学長を議長とし、内部質保証システムの基本方針、自己点検・評価の実施内容等を審議する。外部評価委員会を招集し、三つのポリシーや自己点検・評価報告書について外部評価を受け、改善内容を審議する。これらの審議結果をIR室に通知する。

(2) IR室

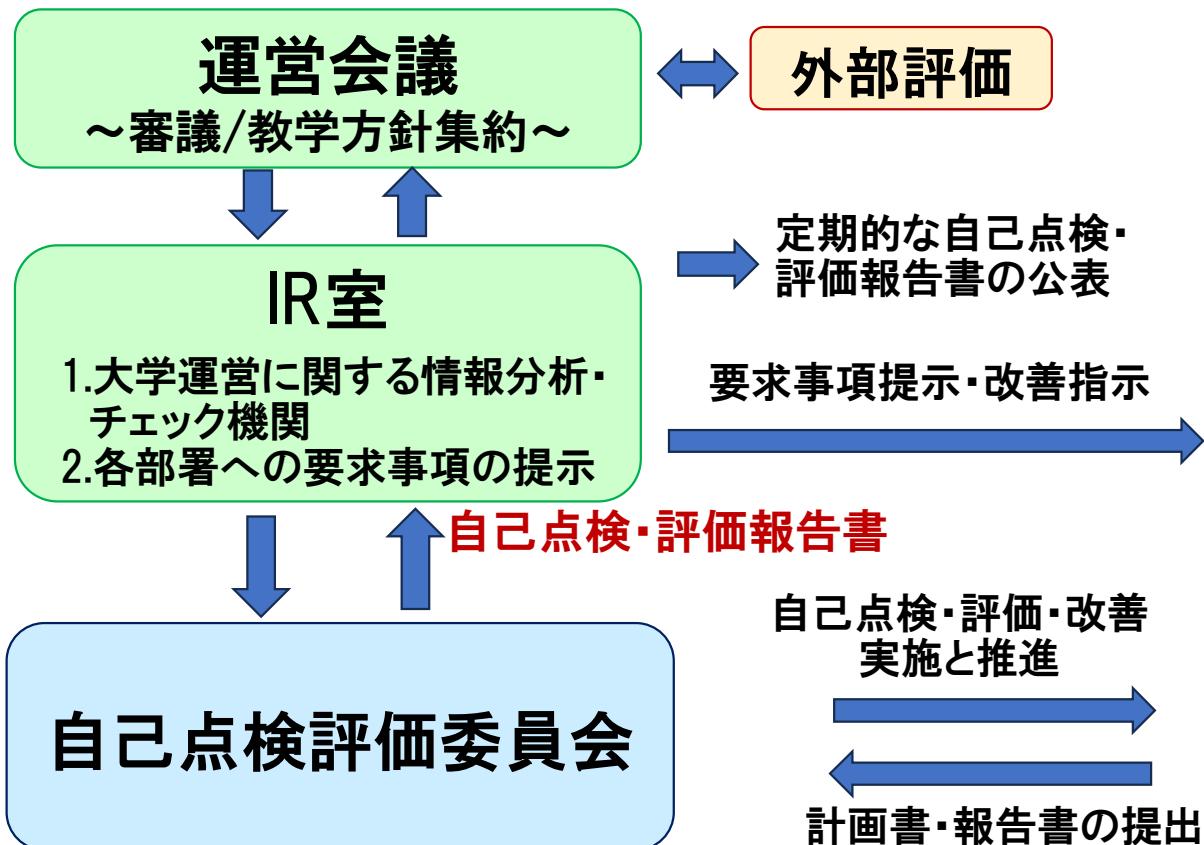
学長を室長とした内部質保証の推進に責任を負う組織であり、各部署の自己点検・評価の実施内容を指示をする。自己点検・評価委員会から報告された『自己点検・評価報告書』と各部署から収集した各種データを分析・評価し、その結果を運営会議に報告する。運営会議において審議・評価された内容に基づき、各部

署への要求事項提示・改善指示を実施する。

(3) 自己点検・評価委員会

各部署が実施した自己点検・評価を収集し、IR 室の提言事項に基づき計画立案・運営に関する自己点検・自己評価に対する改善が図られているかの点検・支援を行う。これらの自己点検・評価をもとに、『自己点検・評価報告書』を作成し、IR 室に報告する。各部署においては、自己点検・評価委員会の指示・点検の下、作成した計画に則り、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価委員会に報告する。また、自身で実施した自己点検評価に基づき改善を行い、その改善状況について自己点検・評価委員会に報告する。

日本医療大学 内部質保証システム体系図



自己点検・評価活動・改善活動

3つのポリシーおよび要求事項をもとに、大学運営をより向上させる

- ①日本医療大学ガバナンス・コード
- ②大学評価機構 評価基準
- ③教育の質に係る客観的指標
- ④IR室からの要求事項



- 1.要求事項に沿って計画書が策定されているか
- 2.計画通り運営されているか
- 3.運営に対する自己評価がされているか
- 4.自己評価に対する改善が図られているか